

所得税・復興特別所得税の 還付申告会などのお知らせ

令和元年分の所得税等の還付申告会を開催します。ご自身で確定申告書の作成を行い、その場で提出ができますので、必要な書類をお持ちのうえ、お越しください。

対象となる方

次のうち、源泉徴収票をお持ちで、所得税等が還付になる方

- ①退職などで年末調整が済んでいない方
- ②給与所得者や公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方
- ③公的年金等の受給者

※公的年金等の収入金額が40万円以下であり、かつ、他の所得金額が20万円以下である場合、所得税等の確定申告は

申告に必要なもの

不要ですが、所得税等の還付を受ける場合は、確定申告が必要ですが、確定申告がなくても各種控除の適用を受ける方は、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

・令和元年分の給与所得または公的年金等の源泉徴収票(原本)

・申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの(通帳など)
・印鑑、電卓、筆記用具

確定申告と市民税・県民税申告の受付

市と越谷税務署では、次のとおり、申告に関する相談および受付を行います。

| 場所 | 日時 | 内容 |
|-----------------------------|--|------------------------|
| イオンレイクタウンkaze (かぜ) 3階イオンホール | 2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日などを除く) 午前9時～午後4時 ※ただし平日以外でも2月24日(木)と3月1日(日)に限り開場します。 | 所得税等・個人消費税込と税の確定および受付 |
| 出張申告 | | |
| 古新田公民館 | 2月17日(月) | 市民税・県民税の申告、簡易な所得税の申告受付 |
| 大曾根中公民館 | 2月18日(火) | |
| 八條公民館 | 2月19日(水) | |
| ゆまにて | 2月20日(木) | |
| 資料館 | 2月21日(金) | |
| 八潮メセナ展示室 | 2月25日(火)～3月16日(月) 午前9時～11時、午後1時～4時 ※3月1日(日)の午前9時～11時に限り開場します。 | |

※混雑状況により受付時間内でも受付を終了する場合があります。
※申告会場施設へのお問い合わせはご遠慮ください。
※詳しくは、広報やしお2月号でお知らせします。

問市民税課 ☎206

・マイナンバーカード原本と写し、または個人番号が確認できる書類(通知カードなど)と本人確認ができる書類(運転免許証や健康保険の被保険者証など)の原本と写し
※この他、申告の内容に応じた次のものをお持ちください。
①退職などで年末調整が済んでいない場合および公的年金等の申告をする場合
・ 社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書(加入先保険会社などで発行)
②医療費控除・セルフメディケーション税制(※)(医療費控除の特例)のいずれかの適用を受ける場合
・ 令和元年(平成31年)中に支払った医療費の領収書の代替として医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書
(医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付すると明細書の記入を省略できます)
・ セルフメディケーション税制を受ける方は、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(特定健康診査など)
※セルフメディケーション税制：医療用医薬品から市販の医薬品に転用された医薬品の購入費を支払った場合に適用される医療費控除の特例

還付申告受付日程

◆八潮メセナ会場 (集会室)

| 受付日 | 受付対象者 | 受付時間 | 留意事項 |
|---------------|---|--|--|
| 2月4日(火)～6日(木) | ・退職などで年末調整が済んでいない方 ・給与所得者で医療費控除を受ける方 ・公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 ・公的年金等の受給者かつ給与所得者である方 | ・午前9時30分～10時30分 ・午後1時～2時30分 ※八潮メセナの開館は、午前9時からです。 | ・ふるさと納税(寄附金控除)や住宅借入金等特別控除(令和元年(平成31年)入居分)などの受付は行っていません。 ・混雑の状況によっては、午前の受付でも午後となる場合や午後の受付を早めに締め切る場合があります。 ・初日は大変混雑しますので分散にご協力ください。 ・八潮メセナへのお問い合わせはご遠慮ください。 |

◆税理士事務所など (税理士会主催：完全予約制) 事前に、関東信越税理士会越谷支部 (☎962-6131) へ

| 受付日 | 場所 | 受付対象者 | 受付時間 | 留意事項 |
|----------------|---------------|--------------------|--------------------|--|
| 2月1日(土)～15日(土) | 税理士事務所 | ・公的年金等を受給している方 | 午前9時30分～正午、午後1時～4時 | ・費用は無料ですが、相談内容によっては有料になることもあります。 ・月～金曜日(午前9時～午後4時)の間に予約の電話をお願いします。 ・完全予約制のため、事前予約のない方は、ご利用できません。 |
| 2月4日(火) | 越谷市中央市民会館(5階) | ・給与所得者で医療費控除を受ける方 | 午後1時～4時 | |
| 2月7日(金) | 八潮メセナ(集会室) | ・退職などで年末調整が済んでいない方 | 午前9時30分～正午 | |

確定申告に関するお問い合わせは

越谷税務署

☎965-8111(音声案内)へ

確定申告に関する情報や申告書作成コーナーの情報は国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) でご覧いただけます。

給与支払者(会社など)の皆さんへ

給与を支払う事業所(会社など)は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、給与を受給した方の「給与支払報告書(個人別明細書)」を受給した方の居住する市町村に総括表とともに、1月31日までに提出してください(昨年中に就職や退職をした場合でも、提出してください)。

問市民税課 ☎206

市内中小企業者の方へ

利子補給金申請のお知らせ

① 八潮市中小企業小口近代化資金融資利子補給金

中小企業小口・近代化資金融資を利用していただく方に、毎年支払った利子額の30パーセントを補助します。ただし、現在の景気情勢を考慮し平成31年1月から令和元年12月までに支払った利子額については、50パーセントを補助します。

補助対象の方には、個別に申請書類などを郵送しますので、商工観光課に提出してください。

利子補給の額

借入資金を受けた日から3年以内に支払った利子額(利子が1.5パーセントを超える場合は、1.5パーセントの額)

①②共通

申1月24日(必着)までに、窓口または郵送で商工観光課(☎479)へ

② 新規創業資金融資利子補給金

市内において、新たに事業を起こすために借り受けた資金に係る利子を補助します。

対象者

次の全てを満たす方

・市内で引き続き6カ月以上住所を有する方

男性の風しん抗体検査

問保健センター ☎995-3381

【平成31年度対象者】

・受診日に八潮市に住民票がある方で、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
※クーポン券をお持ちでない方は、保健センターにお問い合わせください。
※昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性の方も検査を受けることができますので、希望する方は保健センターまでご連絡ください。

☎3月31日まで

費無料

検査の結果、抗体の低い方は、予防接種も無料で受けることができます。

☎実施医療機関に電話で予約

詳しくは、市ホームページをご覧ください。